地方公共団体発注工事における低入札の状況

資料 17

地方自治体では、小規模工事は最低制限価格制度(都道府県においては41団体)を、大規模 工事は低入札価格調査制度を適用している例が多い。また、低入札価格調査制度に明確な失格判 断基準を採用している都道府県は15団体(平成18年6月時点)ある。

兵庫県の例

全国の低入札状況(都道府県・政令市・市区町村)

予定価格

低入札価格 調査制度

1億円

最低制限 価格制度

0円

						(単位:件)
			H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7
	発注件数	а	509,553	467,205	451,223	370,453
	うち低入札調査基準価格を設定した もの	b	69,735	64,201	70,881	69,114
		c=b/a	[13.7%]	[13.7%]	[15.7%]	[18.7%]
	うち低入札価格調査を行ったもの	d	3,694	4,490	5,356	4,359
		e=d/b	(5.3%)	(7.0%)	(7.6%)	(6.3%)
	うち最低制限価格を設定したもの	f	223,601	209,044	208,724	195,430
		g=f/a	[43.9%]	[44.7%]	[46.3%]	[52.8%]
	うち失格者がでたもの	h	10,625	11,816	12,529	11,409
		i=h/f	(4.8%)	(5.7%)	(6.0%)	(5.8%)
(総務省・国土交通省調べ)						

(総笏目 国上义进目祠へ)

失格判断基準

失格判断基準を設定している15県(平成18年6月時点)

(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、茨城県、長野県、三重県、滋賀県、兵庫県、島根県、岡山県、広島県、 山口県、徳島県、香川県)

【岡山県の失格判断基準の設定例】

入札者の入札金額の積算内訳が、設計金額(予定価格)の積算内訳について下記のいずれかに該当すれば失格。

直接工事費の75%未満 共通仮設費(率分)の50%未満 現場管理費の20%未満 一般管理費の50%未満)